

盛岡市・玉山村合併協議会報告 概要版

活力に満ち、 詩情あふれる 新県都



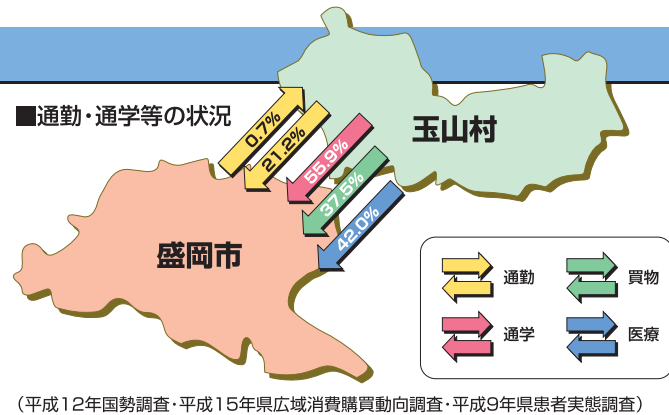
盛岡市・玉山村合併協議会

盛岡市と玉山村は、平成16年11月24日に盛岡市・玉山村合併協議会を設置し、合併の方式や合併の期日など60項目の合併協定項目や合併した際の新市（新盛岡市）のまちづくりの基本となる新市建設計画の作成など、2市村の合併について協議してきました。この冊子は、合併後のあたらしいまちづくりに関するご理解を深めていただくために、協議内容を概要版として取りまとめたものです。皆様のご意見をお願いいたします。

1 合併の必要性

1 日常生活圏の広域化への対応

交通基盤の整備などにより、市町村の行政区域を越えて通勤や通学、買物や通院など日常生活圏が広域化しています。玉山村では、盛岡市への通勤・通学が大きな比重を占めるなど、日常生活圏が一体化している状況にあります。そのため、日常生活圏と行政区域の一致による一体的なまちづくりや行政サービスの提供、環境問題など共に協力しながら広域的な課題に対応することが期待されています。

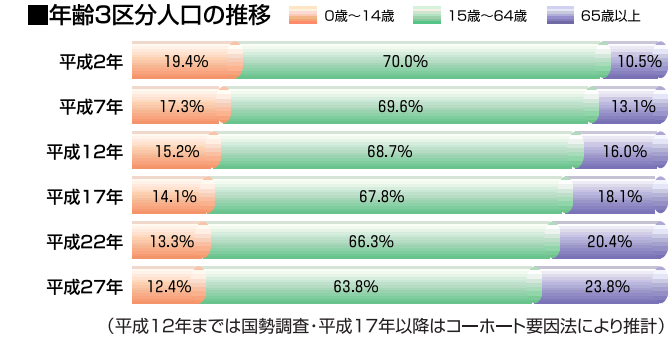


2 地方分権推進への対応

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、住民に身近な行政はできるだけ市町村が行い、創意工夫による行政運営の推進が求められています。このため、市町村は、住民にもっとも身近な基礎自治体として、より多くの国・県からの権限移譲や行政基盤の強化により住民ニーズに沿った質の高い行政サービスの提供が求められています。そのため中核市制度等を活用し、自治体の規模と能力に応じた行財政基盤の充実・強化が重要になっています。

3 少子・高齢社会への対応

出生率の低下による少子化の進行により人口が伸び悩む一方で、高齢化率（65歳以上の人の割合）は年々上昇しており、2020年（平成32年）には全国で4人に1人が高齢者になると見込まれています。こうした傾向は私たちの地域でも顕著になっており、今後、地域活力の低下が懸念されるとともに、少子化対策や高齢者への福祉サービスが大きな課題となります。このため、財政基盤の強化や人材の確保、行政資源の再配分と効果的運用が必要となっています。



4 厳しい財政状況への対応

国、地方自治体とも大変厳しい財政状況にあり、地方財政を支える地方交付税や補助金は国の三位一体改革などにより、今後さらに減少することが見込まれます。こうした中で、市町村が現在の行政サービスの水準をできるだけ維持しながら、需要の拡大が見込まれる医療や福祉、社会資本の整備を充実させていくためには、行財政基盤の強化とともに、より一層簡素で効率的な行政運営が必要になっています。

2 合併により期待される効果

1 自治能力の向上（特例市から中核市への移行）

新市では、自立性の高い都市の実現に向け、総合的な行政展開による独自のまちづくりや、安定した行政サービスの提供が可能となる中核市への移行を目指します。これにより、行財政運営の効率化と財政基盤の強化とともに、専門的かつ高度な知識を有する職員の育成を図ることが可能となり、政策形成や専門的な能力の向上が期待できます。また、より多くの権限を持つことにより、地方分権社会にふさわしい自己決定・自己責任によるまちづくりが可能となります。

2 効率的な行財政運営

総務や企画など管理部門の統合による職員数の削減や議員数の減少により人件費等の節減が可能となります。また、類似施設の重複による二重投資を避けることなどにより、効率的かつ重点的な公共投資ができ、行財政運営の効率化と行政基盤の強化が図られ、行政サービスを維持することが可能となります。

3 新しいまちづくり

行政区域が広がることにより、2市村が持っている人材や文化、観光、産業等の地域資源を有機的に連携・活用できます。また、それぞれが持つ機能を補完しあいながら、互いに力を合わせて新たな視点から地域産業の振興を図ることが可能になることや、多くの人をひきつける都市としての求心力が高まることが期待され、北東北の拠点機能を有する活力のある都市づくりが可能となります。

* 中核市とは？

規模の比較的大きな都市に、政令指定都市に配分されている事務のうち住民生活に密接な関連のある事務を移譲するものです。国からの中核市指定の要件は、①人口が30万人以上であること、②人口が50万人未満の場合は行政区域の面積が100km²以上であることとされています。なお、中核市への移譲事務に係る経費は、普通交付税の算定にあたって、事務に見合った経費が算入されることになっています。

■中核市移行のメリット

- ①市民サービスの向上

保健、福祉、環境など市民生活に密着した分野の権限が県から移譲され、これまで以上にきめ細かな行政サービスの提供とともに、事務処理期間の短縮が可能となります。
- ②地域保健衛生の推進

市が保健所の運営主体となることにより、保健予防、環境衛生、食品衛生に関する事務が移譲され、保健衛生に関する事務が一元化されます。
- ③個性豊かなまちづくりの推進

都市計画や土地区画整理などのまちづくりに関する権限、屋外広告物の規制、景観法による景観形成施策などの事務が移譲されることにより、これまで以上に地域特性をいかした個性豊かなまちづくりを推進することが可能となります。
- ④都市のイメージアップ

政令指定都市に準じた都市と位置付けられることから、知名度が上がり、交流人口の増加や企業立地の促進など地域経済の活性化が期待されます。

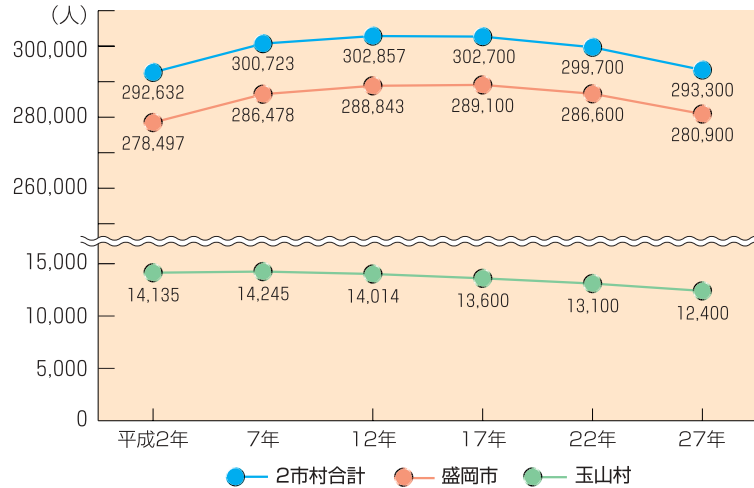
3 地域の現況

1 人口、面積

平成12年国勢調査による2市村全体の人口は302,857人で、県全体の21%を占めており、合併後の人口は30万人以上、行政区域面積は886.47km²となります。

年齢別人口は、少子高齢化の進行に伴い、年少人口(14歳以下)が減少し、老年人口(65歳以上)が増加する傾向が続いていて、高齢化率は、盛岡市が15.6%、玉山村が23.4%です。

■総人口及び市村別人口
(平成12年までは国勢調査・平成17年以降はコーホート要因法により推計)



■人口と面積(平成12年国勢調査)

	人口	0~14歳	15~64歳	65歳以上	面積 (平成15年国土地理院)
盛岡市	288,843人	44,134人(15.3%)	199,462人(69.1%)	45,189人(15.6%)	489.15km ²
玉山村	14,014人	2,025人(14.4%)	8,709人(62.1%)	3,280人(23.4%)	397.32km ²

新市	302,857人	46,159人(15.2%)	208,171人(68.8%)	48,469人(16.0%)	886.47km ²
----	----------	----------------	-----------------	----------------	-----------------------

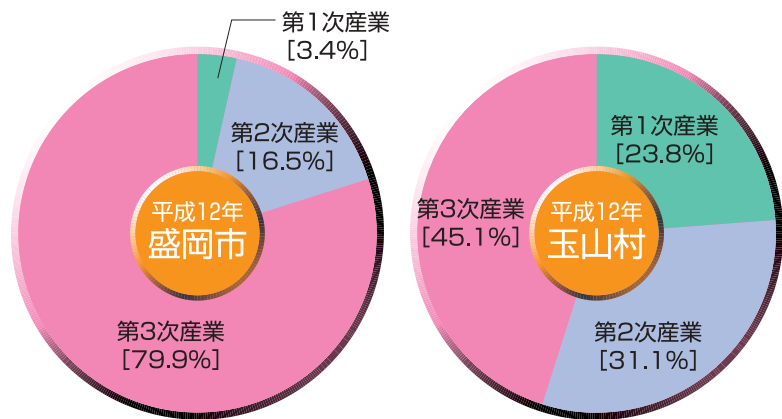
2 産業

産業別就業人口をみると、2市村とも、第1次産業の比率が低下し、第3次産業の比率が拡大してきています。

盛岡市は、第3次産業の比率が特に高く、全就業者の約80%を占めており、玉山村は、全就業者の半数以上が第1次産業と第2次産業に従事しています。

■産業別就業人口比率(平成12年国勢調査)

区分	構成比		
	平成7年	平成12年	
盛岡市	第1次産業	3.9%	3.4%
	第2次産業	16.4%	16.5%
	第3次産業	79.5%	79.9%
玉山村	第1次産業	25.8%	23.8%
	第2次産業	31.2%	31.1%
	第3次産業	42.9%	45.1%



※分類不能の産業が含まれるので、構成比が100%とならない場合があります。

2市村の商業の状況を見ると、平成14年の年間商品販売額(卸売業及び小売業)は、約1兆4,198億円と県全体の約40%を占めていますが、景気の低迷や流通構造の変化などから、減少傾向にあります。

工業の状況を見ると、平成14年の製造品出荷額等は、約2,485億円と県全体の約12%を占めており、主に、飲食物品や印刷業、金属などの事業所が集積しています。

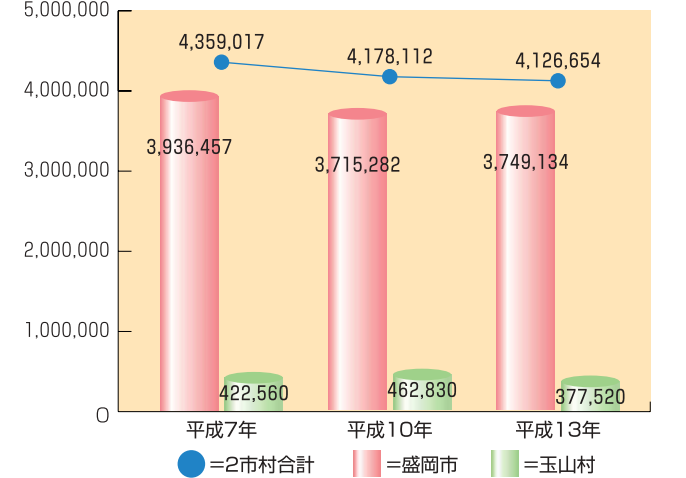
農業の状況を見ると、平成14年の農業産出額は約187億円と県全体の約7%となっています。盛岡市は米のほか野菜や果実など都市近郊型の作物が中心ですが、玉山村では畜産の割合が大きく、総産出額の80%近くを占めています。

観光客入込数は減少傾向で推移しており、平成13年の2市村の総入込数は約413万人になっています。このため、広域圏内市町村が連携して観光客誘致のPRに取り組むとともに、体験型観光コースの整備や中心市街地における歩いて楽しめる観光地づくりなどが進められています。

■産業の状況(平成14年)

	盛岡市	玉山村	新市	岩手県
商品販売額 (商業統計調査)	1,410,768	9,040	1,419,808	3,525,821
製造品出荷額等 (工業統計調査)	225,574	22,914	248,488	2,058,255
農業産出額 (生産農業所得統計)	8,420	10,250	18,670	272,600

■観光客入込数(県観光統計概要)



3 行財政の状況

長引く景気の低迷等により、地方税、地方交付税を中心に歳入の伸びが見込めず、2市村とも厳しい財政状況にあります。

2市村の財政状況及び職員数などは次のとおりです。

■財政規模の比較(平成15年度普通会計決算)

区分	盛岡市	玉山村	合計
歳出総額 (住民1人あたり)	940億円 (334千円)	74億円 (416千円)	1,012億円 (342千円)
積立金残高 (住民1人あたり)	26億円 (9千円)	10億円 (74千円)	36億円 (12千円)
地方債残高 (住民1人あたり)	1,362億円 (484千円)	88億円 (626千円)	1,450億円 (491千円)
経常収支比率 ^{*1}	87.5%	91.7%	—
財政力指数 ^{*2}	0.72	0.32	—

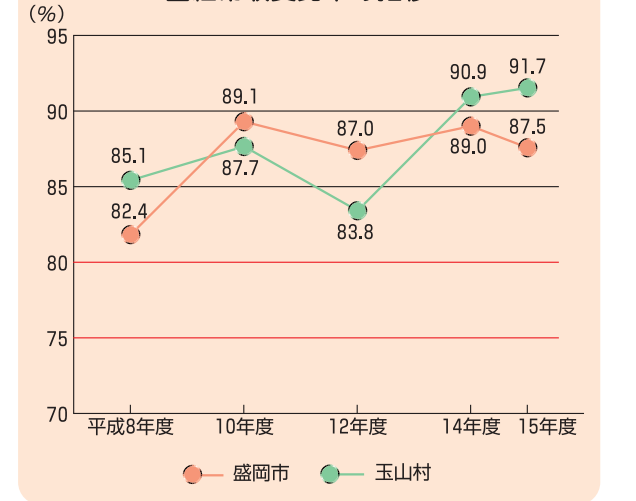
※1 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費などの経常的な支出に、地方税などの経常的な収入がどの程度充てられているかを示し、比率が低いほど財政に弾力性があることを示します。市の場合は80%、村の場合は75%を超えると黄色信号とされています。

※2 財政力指数

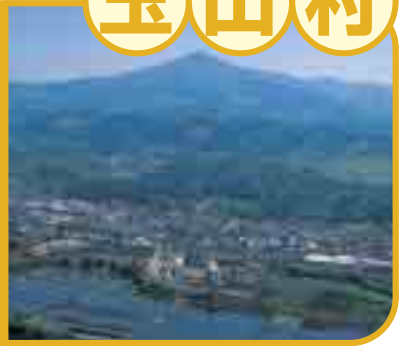
標準的な行政活動を行うのに必要な財源をどのくらい自力で調達できるかを示し、この指数が高いほど財源にゆとりがあり、財政力が高いことを示します。「1」を超えると普通交付税が交付されません。

■経常収支比率の推移



■職員数等の比較(平成16年4月1日現在)

区分	盛岡市	玉山村	合計
一般行政職員数(住民千人あたり)	1,388人(4.93人)	94人(6.71人)	1,482人(5.01人)
// 平均給料月額(平均年齢)	360,800円(42歳11月)	322,300円(41歳2月)	—
ラスパイレス指数	100.5	91.5	—
合計職員数(一般行政、特別行政、公営企業職員の計)	2,388人	146人	2,534人



4 新市のまちづくりの方向

新市建設計画は、盛岡市と玉山村の合併後のまちづくりの方向を明らかにするものです。計画の期間を平成18年度から27年度とし、総合的かつ効果的に推進することにより、2市村の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

1 基本理念と新市の将来像

基本理念とは、盛岡市と玉山村の合併により誕生する新市のまちづくりの基本となる考え方です。

新しい時代を迎え、真にゆとりと豊かさが実感できる生活が求められる中、安心して暮らせる質の高い地域の創造に向け、基本理念と新市の将来像を次のように定めます。



2 地域別整備の方向

新市のまちづくりは、それぞれの地域特性をいかし、都市基盤の整備、地域に根ざした産業の振興、広域観光の促進、保健医療・福祉の充実、自然環境の保全など、総合的かつ一体的に取り組むを進めるとともに、2市村がこれまで力を入れてきた地域づくりの取り組みをいかすため、次のような地域別整備の方向とします。

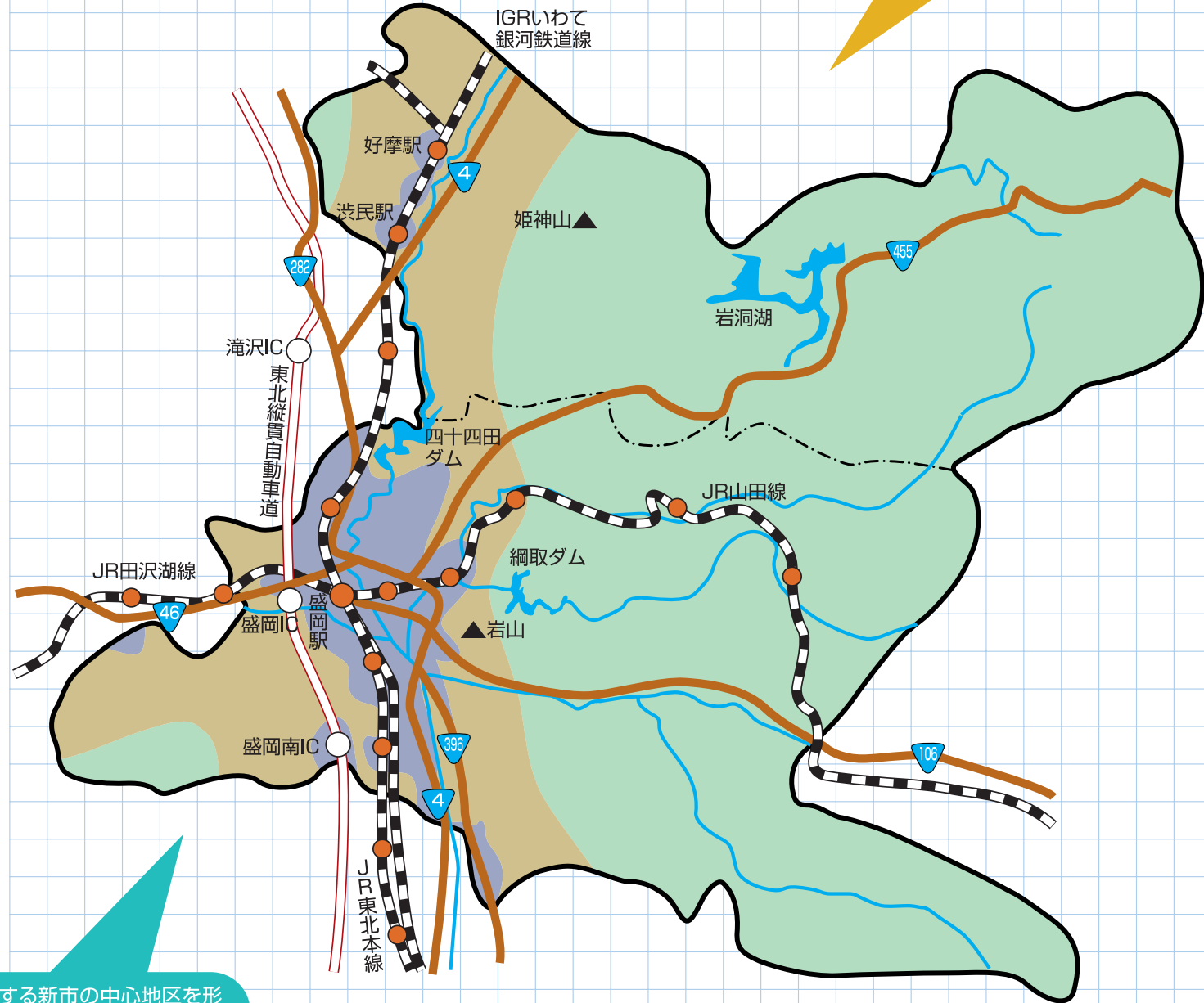
盛岡市



産業・業務機能が集積する新市の中心地区を形成するとともに、北東北の玄関口として、広域的交流拠点機能の集積を図ります。

中心市街地においては、「歩いて楽しめるまち空間」を創出し、中心市街地の活性化や、「まちなか観光」の促進を図ります。

また、消費者志向の都市型農業を展開するとともに、東部中山間地における定住化と都市との交流を促進します。



新市の北部の拠点として、駅周辺の都市基盤整備を行い定住人口の増加を図るとともに、高度技術集積型産業の導入拠点として、交通アクセスや地価などの優れた立地条件をもつ盛岡工業団地等への企業誘致を推進します。

また、畜産廃棄物処理施設の整備等による循環型農業の確立や、魅力あふれる観光資源を活用した広域観光の促進を図ります。

3 土地利用の構想

北上高地や北上川流域を中心に広がる田園地帯、中心市街地の賑わい、新しい市街地の形成など、多様な地形や豊かな自然と都市機能が調和する新市の特性を踏まえ、共通した地域の性格ごとに「都市ゾーン」、「田園居住ゾーン」、「自然涵養ゾーン」の3つのゾーンを設定し、各ゾーンの特性に応じた計画的な土地利用の促進を図ります。

都市ゾーン

藩政時代から発展した盛岡市を中心に鉄道、道路の交通機能を軸として、中枢管理機能や高次サービス機能の集積、玉山村における工業地の形成など特色ある都市形成が進められています。相互の連携による一体的なまちづくりを推進し、生活の利便性の向上と都市活動の活性化を図るとともに、都市機能の集積・充実などの推進を図ります。

田園居住ゾーン

北上川流域の低地帯に集落が点在し、水田を中心とした農業的土地利用がなされており、良好な田園環境と農村景観を保全しながら、農業振興施策を推進し、優良農地の保全を図るとともに、集落内の生活環境の整備に努めます。

自然涵養ゾーン

北上高地や里山地域など自然豊かな地域で、公園、果樹園、採草放牧地などの農用地や、森林地帯からなっています。水源涵養機能や優れた景観を有する貴重な自然環境として、自然とのふれあい、心と体の健康など、森林の保全と自然のもつ機能の活用を図る土地利用を進めます。

5 分野別施策の概要

新市のまちづくりの基本理念や将来像の実現を目指した各分野の施策の方向と主要事業は次のとおりです。

1 一人ひとりの心がかよう快適な地域社会の形成

コミュニティ活動の促進や男女共同参画社会の形成に努めるとともに、高度情報化に対応したサービスや施設の整備を図ります。

また、市民の安全確保のため、より高度な災害対策や安全対策を進めます。

1 コミュニティ活動の推進

都市化が進展する中、自分たちの社会を快適で住みよいまちにしようというコミュニティ活動の役割はきわめて重要であることから、地域住民によるコミュニティ活動の促進に努めます。

2 男女共同参画社会の形成

男女が様々な活動の場において共に参画し、いきいきと生活することができる地域社会の実現を図ります。

3 情報通信機能の整備

新市の広域化に対応するための情報通信基盤の整備を促進するとともに、申請や届出のオンライン化、ホームページを利用したの情報提供など行政の情報化を推進します。

4 消防・防災体制の強化

市民の安全を守るため、情報通信機能を活用した迅速な災害への対応や、消防・救急救助の充実を図るとともに、消防団や自主防災組織の活動を促進し、防火・防災体制の整備を図ります。

5 交通安全・防犯対策の推進

安全な道路環境の整備や幼児・高齢者・障害者等に対する交通安全対策の充実、交通安全思想の普及等に努めるとともに、関係団体との連携により地域ぐるみの防犯活動を推進します。

事業名	区域
※証明書自動交付機設置事業	玉山
※高度情報化推進事業	盛岡、玉山
※移動通信用鉄塔整備事業	玉山
※消防施設整備事業 <特例債>	盛岡、玉山
都市基盤河川改修事業	盛岡
準用河川改修事業	玉山
築川ダム建設事業 <県事業>	盛岡
統合河川整備事業 <県事業>	盛岡
基幹河川改修事業 <県事業>	盛岡
県単河川改良事業 <県事業>	玉山
砂防事業 <県事業>	盛岡
市道除排雪事業(小型除雪機の貸出等)	盛岡、玉山

※新規事業 <特例債> 合併特例債対象事業：新市建設計画により行う新市の一体性の確保、均衡ある発展のための建設事業に対して、合併後10年間借入れることができます。元利償還金の70%が交付税に算入される有利な地方債です。



盛岡市・中津川河畔

一言コメント

■盛岡市 佐々木 聡さん

合併という事に対してもっと関心を持ち、これからのまちづくりを住民自身も考えていくことが大切だと感じます。

2 健やかで心と心がふれあう保健医療・福祉の充実

すべての人々が安心して暮らせるよう、保健医療・福祉の一体的な連携により、元気で活力あふれるまちづくりを推進します。

また、家庭・地域・行政が一体となって、安心して子育てができる環境づくり、高齢者や障害者の介護・自立支援や生きがい対策など総合的な福祉施策を推進します。

1 保健医療の充実

健康管理意識の啓発を図るとともに、各種検診等の充実や保健施設の計画的な整備により健康づくりを推進します。

また、県内医療の中核地域として、高度化・多様化する医療需要に適切に対応していきます。

2 福祉の充実

高齢者や障害者などへの福祉サービスの提供、福祉ボランティアの育成・支援、ユニバーサルデザインのまちの実現など、誰もが楽しく暮らせる福祉のまちづくりを進めるとともに、保育施設の整備や保育サービスの充実に努め、子どもの健全な成長を支えます。

3 環境衛生の充実

清潔で快適なまちを目指し、地域における美化活動を推進します。また、老朽化や将来の需要に対応するため、火葬施設の再整備を進めます。

事業名	実施区域
※保健所設置事業 <特例債>	盛岡、玉山
健康教育事業	盛岡、玉山
健康診査事業	盛岡、玉山
乳幼児健康診査事業	盛岡、玉山
救急医療対策事業	盛岡、玉山
地域福祉推進事業	盛岡、玉山
母子通園事業	盛岡、玉山
在宅介護支援センター運営事業	盛岡、玉山
老人クラブ活動促進事業	盛岡、玉山
地域子育て支援センター事業	盛岡、玉山
特別保育事業	盛岡、玉山
盛岡駅周辺地区バリアフリー整備事業	盛岡
※火葬場・斎場整備事業 <特例債>	盛岡、玉山

※新規事業 <特例債> 合併特例債対象事業

3 未来を築く心豊かな人材の育成

学校や家庭、地域との連携による開かれた学校づくりを進め、次世代を担う子どもを育てるとともに、青少年の健全な育成や生涯を通じ学びながら成長できるような環境整備を進めます。

地域の文化を継承して、郷土を愛する人づくりを目指します。

また、国際理解の推進や関係団体の支援・連携などを通じて国際交流の推進を図ります。

1 学校教育の推進

学校施設・給食施設の整備充実を図るとともに、時代の要請に対応した子どもたちの個性や生きる力を育む教育を推進します。

また、開かれた学校運営に努め、地域に根ざした教育を進めます。

2 生涯学習環境の整備

社会教育施設、学校などの連携による生涯学習のネットワーク化を図るとともに、学習情報の提供や相談体制を整備するなど、生涯学習推進体制の充実に努めます。

事業名	実施区域
※小学校整備事業 <特例債>	盛岡、玉山
※中学校整備事業 <特例債>	盛岡、玉山
※学校給食センター施設・設備更新事業 <特例債>	盛岡、玉山
※学校プール整備事業	盛岡、玉山
生涯学習推進事業	盛岡、玉山
学習機会の提供事業	盛岡、玉山
※公民館建設事業 <特例債>	盛岡、玉山
自治公民館助成事業	盛岡、玉山
地区集会施設整備事業	玉山
生涯スポーツ推進事業	盛岡、玉山
※社会教育施設整備事業	玉山
※運動公園整備事業	玉山
芸術文化活動振興事業	盛岡、玉山
文化財保護事業	盛岡、玉山
遺跡の広場ネットワーク整備事業	盛岡、玉山
※歴史民俗資料館建設事業	玉山
姉妹都市等国際交流事業	盛岡、玉山

※新規事業 <特例債> 合併特例債対象事業

3 社会教育の充実

地域の学習活動の拠点となる社会教育施設の整備充実を図るとともに、さまざまな学習機会を提供します。
また、家庭教育の支援や社会参加活動の充実など青少年の健全育成に努めます。

4 生涯スポーツの振興

スポーツ・レクリエーション施設の充実に努め、指導者の育成や多彩なプログラムの提供などを行い、生涯にわたってスポーツに親しむ機会の充実を図ります。
また、人材育成や市民活動グループに対する支援などにより、総合型地域スポーツクラブの育成を促進します。



5 文化の振興

芸術文化活動の推進と奨励を図るとともに、郷土芸能を保存・継承、後継者の育成に努めます。
また、郷土の先人の業績について顕彰するとともに、歴史文化遺産の保護と活用に努めます。

6 国際交流の推進

国際化に対応できる人材の育成に向け、外国人講師の招へいや、外国人や外国文化とふれあう環境づくりに努め、国際感覚や相互理解の促進を図ります。

4 環境と調和し快適な暮らしを支える生活環境の整備

市民が快適で安全な生活を送ることができるよう、生活環境の整備を行います。
また、自然環境との共生を図りながら、暮らしやすい居住環境を整備します。

1 住宅・宅地の供給

民間や公的機関による宅地や住宅の供給を促進するとともに、良好な居住環境が確保されるよう指導・助言を行います。
また、老朽化した公営住宅の建替やリフォームを進めます。

2 公園・緑地等の整備

公園・緑地等の整備や街路樹の植栽、商店街等におけるハンギングバスケットなど、花と緑のガーデン都市づくりを進めます。

3 廃棄物の抑制と適正処理

市民や事業者と一体になって、ごみの減量やリサイクルの促進を行うとともに、廃棄物や生活排水の適正処理を行います。

4 環境との共生

自然環境の保全や野生動植物の保護等を進めるとともに、自然保護意識の啓発に努めます。また、クリーンエネルギーの導入促進等により、自然環境との共生をめざしたまちづくりを進めます。

5 景観の保全と創出

周辺の山並みや河川などの自然環境との調和、ゆとりある道路空間の形成や建築デザインの誘導等により、良好な景観の保全と創出を図ります。

事業名	区域
※公営住宅整備事業	玉山
花と緑のガーデン都市づくり事業	盛岡、玉山
※公園整備事業	玉山
※廃棄物処分場整備事業	玉山
自然環境調査事業	盛岡、玉山
都市景観形成建築指導事業	盛岡、玉山

※新規事業

一言コメント

■玉山村 寺口 市右衛門さん

協議会で数多くの情報を得た。市、村の違いを痛感する。都市と農村互いに理解を深め、より良い合併の成果が得られるよう努力する事が今後の課題だ。

5 豊かで活力あるまちをつくる産業の振興

豊かで活力のあるまちづくりに向け、安定した市民生活の基盤となる産業の振興を図ります。
恵まれた交通網や、地域の資源・人材をいかしながら、支えあう産業構造の構築を図ります。
また、地場産業の振興や、中小企業の経営基盤の強化に努めるほか、新規創業の支援や企業誘致を推進し、雇用の確保を図ります。

1 商業・サービス業の振興

消費者の様々なニーズに対応した商品・サービスを提供する中心市街地と各地の生活を支える商店街や個店の振興を図り、賑わいのあるまちづくりを進めます。
また、流通・卸機能の一層の振興や、多様なニーズに対応するサービス業・都市型産業の育成を進めます。

2 観光の振興

高速交通網の結節点としての特性をいかし、自然や歴史・文化、宮沢賢治・石川啄木をはじめとするゆかりの人物、特産品を活用した観光地づくりを推進します。また、広域の新しい観光ルートを設定し、観光客の誘致を図ります。
さらに、物産の振興や歴史・文化などの掘り起こしにより、地域ブランドの確立を図ります。

3 工業の振興

産学官、異業種間の連携を推進し、新商品や技術開発、新しい産業の創出を推進します。
また、盛岡南新都市への研究開発型企業の立地を図るほか、企業誘致や工場集団化の促進、情報産業などの育成と誘致を図ります。中小企業に対しては、融資・診断指導などにより経営基盤の強化を図ります。

4 農林業の振興

農業生産基盤の整備や生産性の向上、経営規模の拡大など農業の振興を図るとともに、農業の担い手や農業団体を育成し、農業経営の安定・向上を目指します。
米、野菜、果実、畜産物など農畜産物のブランド化により競争力のある産地形成を図るほか、地産地消や産直施設の拡充、農村交流センターの設置など消費拡大対策を促進します。
また、畜産廃棄物処理施設を配置して循環型農業を展開するとともに、安心・安全な農産物の生産、加工施設などを支援して雇用の創出を図ります。
中山間地域の活性化を推進するとともに、グリーン・ツーリズムを促進します。
さらに、森林の適正管理を推進し、地域産材の需要拡大や流通体制の整備を促進します。

事業名	区域
※商店街リフレッシュ事業	盛岡、玉山
※個店魅力アップ・空き店舗活用支援事業	盛岡、玉山
※啄木の郷観光ルート整備事業 <特例債>	盛岡、玉山
※岩洞湖家族旅行村木歩道整備事業 <特例債>	玉山
盛岡ブランド普及促進事業	盛岡、玉山
※桜の里整備事業 <特例債>	玉山
※道の駅設置事業	玉山
※産業クラスター推進事業 (産学官連携新産業創出事業) <特例債>	盛岡
※ものづくり産業推進事業 <特例債>	玉山
※農村交流センター整備事業 <特例債>	盛岡、玉山
※市産材利用拡大推進事業	盛岡、玉山
森林適正管理推進事業	盛岡、玉山
市有林造成事業	盛岡、玉山
※団体営基盤整備促進事業	玉山
※有機物資源活用センター整備事業 <特例債>	玉山
※有機物資源活用促進事業	玉山
※排水対策特別事業 <県事業>	玉山
※県営ため池等整備事業 <県事業>	玉山
※県営かんがい排水事業 <県事業>	玉山
広域農道整備事業 <県事業>	盛岡
※農免道整備事業 <県事業>	盛岡、玉山
※産業クラスター推進事業 (「サイエンスゆいとびあ」企業立地促進事業)	盛岡

※新規事業 <特例債>合併特例債対象事業



玉山村・盛岡工業団地

5 新規創業の支援

産業支援センターによる起業支援など、研究開発から事業化まで一貫した支援体制を構築し、ベンチャー企業や中小企業における新事業の創出や新規創業のための環境整備を図ります。

6 雇用の創出

地元企業の振興や新規創業の支援、企業誘致等により、市民のニーズに対応した雇用の確保に努めるとともに、技術革新などに対応するため職業訓練等の能力開発を促進します。

6 多様な交流を支える都市基盤の整備

北東北の交流拠点の形成をめざして、都市基盤整備を推進します。

また、都市機能の集積と生活拠点機能を充実するため、市街地を整備するとともに、道路網整備など円滑な交通基盤の確立を図ります。

1 市街地の整備

IGR渋民駅、好摩駅周辺などの整備を進めるとともに、新市の中心地区において魅力ある職・住環境を整備するため、既存市街地の再整備や盛岡駅西口、盛岡南地区等の整備を行います。

2 交通基盤の整備

広域幹線道路の整備を促進するとともに、市内幹線道路や生活道路の整備を行い、円滑な交通を確保する道路網の構築を図ります。

バス交通網の再編や鉄道新駅の設置など公共交通網の整備を促進します。

3 上・下水道の整備

安定した給水体制の確保、未給水地域の解消を図るとともに、水源涵養林の育成など水源の保全を図ります。

また、公共下水道や農業集落排水の整備を進めるとともに、公共下水道の早期整備が難しい地区などにおいて浄化槽の普及促進を図ります。



玉山村・サントウン（渋民地区土地区画整理事業）

事業名	区域
盛岡南地区都市開発整備事業	盛岡
盛岡駅西口地区整備事業	盛岡
都市計画マスタープラン策定事業	盛岡、玉山
※渋民駅北地区土地区画整理事業	玉山
※野中地区土地区画整理事業	玉山
バス利用促進対策事業	盛岡、玉山
※広域圏道路整備事業	盛岡
※都市計画道路整備事業〈特例債〉	盛岡、玉山
※厨川駅地下自由通路及び西口整備事業	盛岡
※IGR下田駅設置事業	玉山
※道路整備事業〈特例債〉	玉山
橋りょう整備事業〈特例債〉	玉山
※IGR好摩駅周辺整備事業	玉山
地区計画道路整備事業〈特例債〉	玉山
道路改築事業	盛岡
緊急地方道路整備事業	盛岡
一般国道電線共同溝整備事業	盛岡
主要地方道緊急地方道整備（雪寒）事業	盛岡
一般県道緊急地方道整備（雪寒）事業	盛岡
地方特定道路整備事業	盛岡
一般県道地方道路交付金事業	玉山
※水道等整備事業（川又地区）	玉山
水道未普及地域解消事業	玉山
公共下水道整備事業	盛岡、玉山
浄化槽整備事業	盛岡、玉山
北上川上流流域下水道事業	盛岡、玉山

※新規事業 〈特例債〉合併特例債対象事業

一言コメント

■盛岡市 舘澤 公紀さん

合併は、地域資源活用や行財政運営の効率化により、将来展望ある新県づくりを目指すものです。

7 健全な行財政運営と自治能力の向上

各分野の施策を推進するためには、行財政基盤の確立や市民とのパートナーシップが大切であり、行財政運営の効率化や行政情報の積極的な提供に努め、市民参画による協働のまちづくりを進めます。

また、市民の多様で高度なニーズに対応し、個性豊かな地域づくりが行われるよう、健全で計画的な財政運営のもとに各種施策を推進します。

1 自治能力の向上

より多くの事務を担うことができる中核市に移行することにより、多様化するニーズに対応できるような自治能力の向上に努めます。

2 地方分権に対応した行財政運営の推進

行政需要の多様化・高度化や地方分権への対応のため、事務事業の効率化を進めるとともに、職員の資質向上に努めます。

また、長期的な財政展望のもと、コスト節減や自主財源の確保に努め、計画的かつ効率的な財政運営に努めます。

3 市民と行政の協働のまちづくりの推進

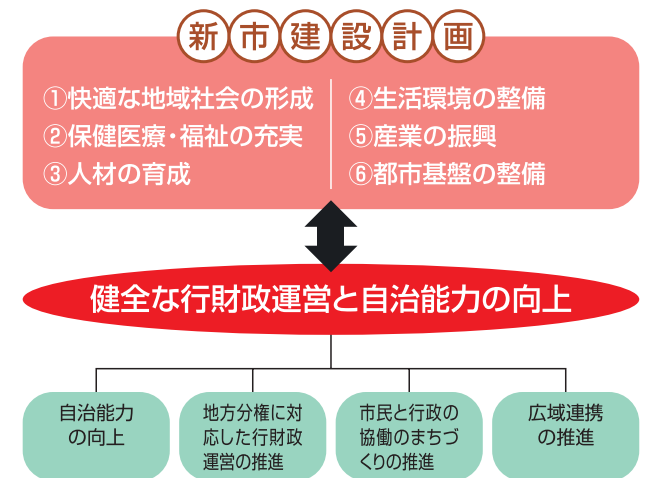
市民との新たなパートナーシップを確立し、協働のまちづくりを進めます。そのため、情報公開制度や外部監査の実施等により行政の透明性の確保を図るとともに、様々な機会を通じ情報の提供を行います。

また、新市における各種計画の策定や見直し、施設の管理・運営等への住民の参画、民間参入を推進するとともに、住民団体やボランティアなどによるNPO活動の促進と連携に努めます。

4 広域連携の推進

県都として、また、北東北の交流拠点都市という広い視野から、広域的な連携を図りながら、圏域はもとより県全体にその効果を波及させるよう牽引的な役割を果たします。

事業名
行財政構造改革プログラムの推進
人材育成基本方針の実施
定員管理適正化事業
行政評価
各種審議団体会員等公募制度
NPOの育成支援



一言コメント

■盛岡市 斎藤 育夫さん

県都盛岡が「中核市」となる意義は大きい。北東北の拠点都市を目指し、商工観光業等の振興に結びつくことを期待したい。



盛岡市街地

6 合併協定項目

合併協議会では60項目の合併協定項目について調整内容を協議しました。ここでは、基本的な項目や住民の皆さんの生活とかかわりの深い項目についてご紹介します。

※用語の意味は次のとおりです。

「現行どおり」：2市村の制度等が同一あるいは異なっていますが、合併後も現行のまま適用します。
 「統合・統一」：2市村の制度のうちどちらかの制度を基本として統一し、適用します。
 「再編」：2市村の制度や仕組みを見直して、新たなものにする場合と、一方の市村にしかない制度を2市村に適用する場合に、「再編」としています。

「合併時」：平成18年1月10日（平成17年度）
 「合併翌年度」：平成18年4月1日以降（平成18年度）

1 合併の方式

合併の方式は、岩手郡玉山村を廃し、その区域を盛岡市に編入する編入合併とします。

2 合併の期日

合併の期日は、平成18年1月10日とします。

3 新市の名称

合併後の新市の名称は、盛岡市とします。

4 新市事務所の位置

- ①新市事務所の位置は、現盛岡市役所（盛岡市内丸12番2号）とします。
- ②玉山村の現庁舎は、総合支所の機能を有する施設として活用します。

5 財産及び債務の取扱い

- ①玉山村の財産及び債務は、すべて盛岡市に引き継ぎます。
- ②盛岡市に置かれている財産区は、現行どおりとします。

6 議員の定数及び任期の取扱い

- ①玉山村の議会の議員は、盛岡市の議会の議員の任期である平成19年5月1日までは、引き続き盛岡市の議会の議員として在任（以下「在任特例期間」という。）します。
- ②合併後初めてその期日を告示される一般選挙から、盛岡市の議会の議員の定数は、42人とします。
 【人口が30万人以上50万人未満の場合は、定数の上限は46人となっています。】
- ③在任特例期間における玉山村の議会の議員であった者の報酬については、月額224,000円とします。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- ①玉山村の農業委員会は、盛岡市の農業委員会に統合します。
- ②玉山村の農業委員会の選挙による委員については、盛岡市の農業委員会の委員の任期である平成20年7月19日までは、引き続き盛岡市の農業委員会の選挙による委員として在任（以下「在任特例期間」という。）します。
- ③選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において協議し定めます。
- ④在任特例期間における玉山村の農業委員会の委員であった者の報酬については、2市村の長が別に協議して定めます。

8 地方税の取扱い

2市村の取扱いが同じものについては現行どおりとし、差異のあるものは次のとおりとします。

1 市村民税

法人税割を合併年度とこれに続く5年度は不均一課税とし、その後盛岡市の例により統合します。普通徴収納期と減免規定については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合します。

	盛岡市	玉山村
個人税率	均等割3,000円	
	所得割3%、8%、10%	
法人税率	均等割300万円～5万円	
	法人税割	
	14.7%	12.3%
普通徴収納期	6月、8月、10月、1月	6月、8月、10月、12月

2 固定資産税

納期と減免規定については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合します。
 【税率は2市村とも1.4%です。】

3 都市計画税

玉山村については、合併年度とこれに続く5年度は課税しないものとし、その後盛岡市の例により再編します。
 【盛岡市の市街化区域だけ課税（税率0.2%）しています。】

4 軽自動車税

納期と減免規定は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合します。
 【税率は2市村とも同じです。】

5 国民健康保険税

合併年度とこれに続く5年度は不均一課税とし、この期間に段階的に税率を調整します。軽減措置については、盛岡市の課税割合の平準化を行い、合併時までに玉山村の適用割合に統一します。減免規定については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合します。

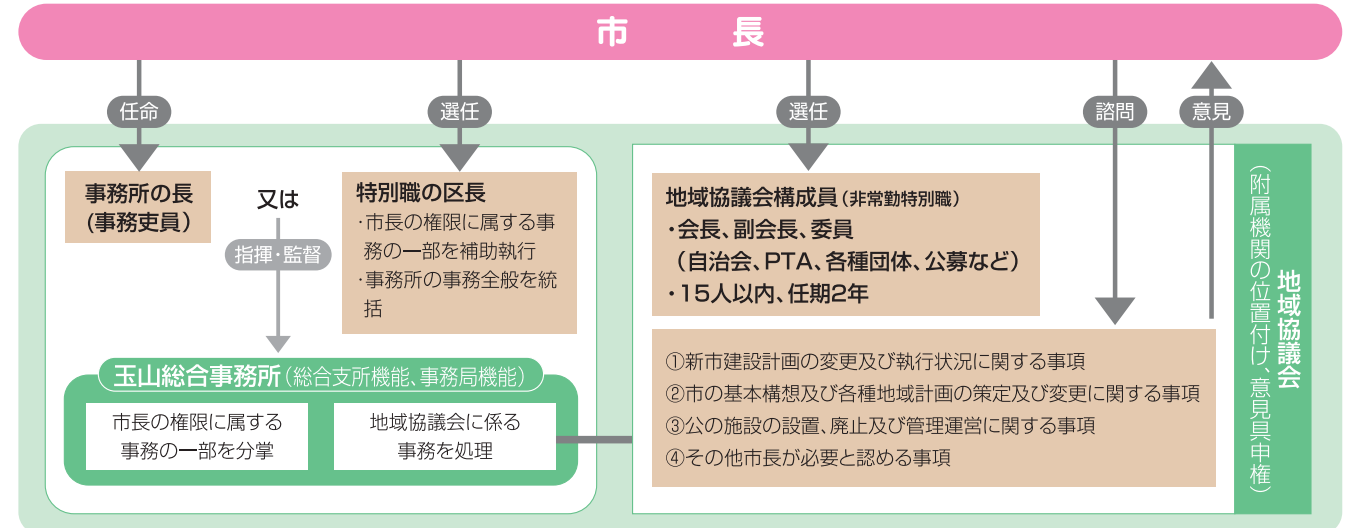
	盛岡市	玉山村
医療給付費	所得割 9.30%	7.10%
	資産割 42.00%	40.00%
	均等割 21,500円	25,000円
介護納付金	所得割 24,100円	30,000円
	資産割 1.15%	0.70%
	均等割 3,600円	4,500円
軽減措置	6割・4割	7割・5割・2割

9 地域自治制度の取扱い

合併特例制度としての地域自治区を設置します。

設置する区域	合併前の玉山村の区域
地域自治区の名称	玉山区
設置期間	合併の日から平成28年3月31日まで
事務所の名称	玉山総合事務所
事務所の位置	玉山村大字波民字泉田77番地1（現玉山村役場）
区長	事務所の長に代えて特別職の区長を置く（地域自治区設置から10年間）

合併特例制度としての地域自治区の組織イメージ



10 特別職の身分の取扱い

玉山村の特別職の身分の取扱いについては、2市村の長が別に協議して定めます。

11 事務組織及び機構の取扱い

1 新市の組織・機構については、次の事項に基づき整備します。

- ①住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、わかりやすく利用しやすい組織・機構とします。
- ②地方分権や新たな行政課題等に迅速かつ的確に対応できる組織・機構とします。
- ③簡素で効率的な組織・機構とするため、管理部門や事務事業をより効果的に進めることが可能と判断される部門については、合併時に統合するとともに、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮のうえ段階的に再編、見直しを図ります。

2 玉山総合事務所の組織・機構については、次の事項に基づき整備します。

- ①住民生活に密着した窓口業務の執行並びに地域振興策及びコミュニティ施策を推進する組織・機構とします。
- ②巻堀出張所、玉山出張所、藪川出張所は出張所として存続させます。

3 附属機関については、次の事項に基づき整備します。

- ①2市村に置かれている附属機関は、原則として統合します。なお、独自に置かれている附属機関については、実態を考慮し、整備します。
- ②委員構成については、2市村の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるものとします。

12 使用料、手数料等の取扱い

1 税務証明手数料

納税証明書、課税(所得)証明書、固定資産課税台帳の閲覧手数料、営業証明書は、合併時に盛岡市の例により統合します。資産証明書は、合併時に1枚ごと300円に再編します。住宅用家屋証明書は、現行どおりとします。

	盛岡市	玉山村
納税証明書		
課税(所得)証明書	1件300円	1件200円
固定資産課税台帳の閲覧手数料		
資産証明書	土地1筆、家屋1棟につき300円	証明書1件(枚)ごと200円
住宅用家屋証明書	1件1,300円	
営業証明書	1枚300円	1件200円

2 戸籍証明手数料、住民票の写し交付手数料、印鑑登録証交付手数料、印鑑登録証明書交付手数料

戸籍証明手数料は現行どおりとし、住民票の写し交付手数料、印鑑登録証交付手数料、印鑑登録証明書交付手数料は、合併時に盛岡市の手数料に統一します。

	盛岡市	玉山村
謄本、抄本	現戸籍	450円
	除籍	750円
住民票の写し交付手数料		
印鑑登録証交付手数料	300円	200円
印鑑登録証明書交付手数料		



3 火葬場使用料

現行どおりとします。

【盛岡市は盛岡市火葬場、玉山村は岩手・玉山環境組合火葬場で運営しています。玉山村民は、合併時から盛岡市火葬場使用料が無料となります。】

盛岡市	玉山村
市民 無料	村民 無料
市民以外、13歳以上20,000円	村民以外、15歳以上30,000円
市民以外、13歳未満15,000円	村民以外、15歳未満20,000円

4 ごみ処理手数料、し尿処理手数料

現行どおりとします。

【ごみについては、盛岡市は直営及び盛岡・紫波地区環境施設組合、玉山村は岩手・玉山環境組合で処理しています。し尿については、盛岡市は盛岡地区衛生処理組合及び紫波、稗貫衛生処理組合、玉山村は盛岡北部行政事務組合で処理しています。】

5 墓地使用料、公営住宅使用料

現行どおりとします。

6 水道使用料

合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に盛岡市の例により統合します。

【参考】一般家庭の口径20mmで20㎡使用した場合の水道料金(1カ月分)

盛岡市	玉山村
3,423円	3,223円

7 下水道使用料

合併時に盛岡市の例により統合します。ただし、玉山村の大口需要者(51㎡/月以上)に対して経過措置を設けます。

【参考】一般家庭の口径20mmで20㎡使用した場合の下水道使用料金(1カ月分)

盛岡市	玉山村
1,932円	2,520円

8 農業集落排水使用料

合併時に盛岡市の例により統合します。

	盛岡市	玉山村
基本料金	1,160円/世帯	1,300円/世帯
加算額、超過料金	350円/人	520円/人

9 幼稚園

合併時は現行どおりとし、平成18年度から調整をして平成20年度に盛岡市の制度に統合します。

	盛岡市	玉山村
保育料	5,900円/月	5,000円/月
入園料	3,800円	8,000円

13 公共的団体等の取扱い

- ① 社会福祉協議会、民生児童委員連絡協議会については、合併時に統合します。
- ② 観光協会、商工会議所(商工会)については、合併後に統合の方向で2団体で協議します。
- ③ 青年及び女性団体協議会、PTA連絡協議会、体育協会については、合併時は現行どおりとし、合併後に統合するよう調整に努めます。

14 補助金、交付金等の取扱い

1 町内会等公衆街路灯電気料補助金、街路(防犯)灯設置費補助金

合併時は現行どおりとし、3年を目途に補助基準を統一します。

街路(防犯)灯設置費補助金	
盛岡市	玉山村
新設又は更新に要する経費に対し、経費の3/5又は1灯当たり25,000円のいずれか低い額を補助	1基当たり設置工事費の1/2(上限50,000円)の補助

2 自治会運営費補助金

合併時は現行どおりとし、新市において調整協議を行い、統一可能なものから順次統一を進めます。

3 自治公民館活動費補助金

合併時は現行どおりとし、合併翌年度から盛岡市の例により再編します。

4 資源集団回収事業報奨金

合併時に盛岡市の例により統合します。

5 子ども会育成費補助金

合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編します。

6 老人クラブ助成金

合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合します。

7 障害者作業所運営助成

現行どおりとします。

8 ごみ集積場所等整備事業費補助金

合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編します。

一言コメント

■玉山村 岩崎 隆さん

地域特性を生かし、私達の子や孫の世代が、希望を持って豊かに暮らせるように取り組みたい。

15 町名、字名の取扱い

- ① 町、字の名称及び区域は、原則現行どおりとします。ただし、玉山村の「大字」の二字を削除して簡素化を図ります。
- ② 地域自治区の設置期間は、玉山村の住所の表示に地域自治区の名称「玉山区」を冠します。

【例】 合併前：玉山村大字浜民字泉田77番地1
合併後：盛岡市玉山区浜民字泉田77番地1
(地域自治区の名称)

16 慣行の取扱い

- ① 市村章については、合併時に盛岡市の市章に統一します。
- ② 花、木、鳥については、合併時に盛岡市の制度に統一します。ただし、玉山村の花「すずらん」は、合併後においても観光情報の発信などに十分に活用します。

	盛岡市	玉山村
花、木、鳥	花 かきつばた	花 すずらん
	木 かつら	木 すぎ
	鳥 せきれい	鳥 きじ

17 国民健康保険事業の取扱い

- ① 出産費は現行どおりとし、葬祭費は合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合します。

	盛岡市	玉山村
出産費	300,000円	
葬祭費	30,000円	20,000円

- ② 高額療養費貸付制度については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合します。

【盛岡市は9割、玉山村は8割を貸付け】

- ③ 出産費資金貸付制度については、現行どおりとします。
- ④ 人間ドック助成については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に再編します。

	盛岡市	玉山村
1日ドック	17,000円	男20,000円 女24,000円
1泊2日	18,800円	-



18 介護保険事業の取扱い

保険料については、合併時は不均一賦課とし、合併翌年度に再編します。災害、収入減少、生活困窮者に係る保険料の減免基準については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合します。

	盛岡市	玉山村	
基準月額	2,683円	3,508円	
所得段階(月額)	1	16,100円	21,100円
	2	24,100円	31,600円
	3	32,200円	42,100円
	4	40,200円	52,600円
	5	48,300円	63,200円

19 消防団の取扱い

定員は2市村の総和とし、分団数は2市村の総和を基本とします。団長任期、定年制は合併時に、報酬は合併翌年度に盛岡市の制度に統合します。

	盛岡市	玉山村
定員(現員)	1,099名(949名)	400名(375名)

20 行政区の取扱い

- 行政区数については、現行どおりとします。
【盛岡市39行政区、玉山村40行政区】
- 行政連絡員の委嘱内容と報酬については、平成19年度を目途に再編します。
- 自治会連合会については、当面現行どおりとし、関係団体と一本化に向けて協議を進めます。

21 事務事業の取扱い

姉妹都市、国際交流事業

合併時に盛岡市の例により再編します。
【姉妹都市】カナダ・ビクトリア市(盛岡市)

広報広聴事業

広報紙、議会広報紙については、合併時に盛岡市の例により統合します。

地区懇談会については、合併時に盛岡市の例により統合します。ただし、玉山村のまちづくり懇談会については、4地区(玉山、藪川、渋民、巻堀)で開催します。

	盛岡市	玉山村
広報紙	毎月2回発行 タブロイド判	毎月1回発行 A4判
議会広報紙	年4回定例会ごとに発行 タブロイド判	年4回定例会ごとに発行 A4判
地区懇談会	・市政推進懇談会 ・まちづくり懇談会 ・地域勉強会 ・各種団体との懇談会 ・そのほか必要に応じて実施	・自治会長との懇談 ・そのほか必要に応じて実施



窓口業務

自動交付機については、システム統一後に玉山村への設置を検討します。窓口開設時間については、合併時は現行どおりとし、自動交付機の稼働状況を見て時間延長を検討します。

	盛岡市	玉山村
自動交付機の設置	市内4箇所	なし
時間延長	時間延長なし 自動交付機午後7時まで	木曜日午後7時まで 証明交付のみ

保健事業

①医療費助成事業

乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、一人暮らし老人、母子家庭については、合併時に盛岡市の例により統合し、寡婦、身体障害者、老人については、合併時に盛岡市の例により再編します。

	盛岡市	玉山村
県の補助事業	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、一人暮らし老人、母子家庭(一部拡大助成あり)	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、一人暮らし老人、母子家庭
単独事業	寡婦、身体障害者、老人(69歳)	—

一言コメント

■盛岡市 氏家 満喜子さん

行政サービスという言葉が使われますが、具体的に説明してほしい。自然豊かな岩洞湖付近の観光をPRしてほしい。

②母子保健

相談・教室については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に再編します。
乳幼児健診については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編します。

	盛岡市	玉山村
健康診査	乳児 集団:— 個別:1~2カ月児、3~4カ月児、6~7カ月児、9~10カ月児、1歳児	集団:3~4カ月児、6~7カ月児、1歳児 個別:1カ月児、9カ月児
	幼児 集団:1歳6カ月児、3歳児 個別:2歳児	集団:1歳6カ月児、2歳6カ月児、3歳児 個別:—

③成人健康診査

循環器検診、もの忘れ検診、婦人健康診査などは、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編します。

④予防接種

BCG、ポリオなどは、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編します。幼児インフルエンザは、合併翌年度に盛岡市の例により再編します。

	盛岡市	玉山村
幼児インフルエンザ	3~5歳児対象、 個別接種1回当たり 1,000円助成	—

⑤在宅当番医制

合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に盛岡市の例により統合します。

⑥患者輸送業務

患者輸送車を2市村で運行しており、運営形態が異なりますが、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編します。

5 障害者福祉事業

①短期入所事業・ホームヘルプ事業・デイサービス事業
同一制度なので、現行どおりとします。

②福祉タクシー助成事業

合併時に盛岡市の例により再編します。

③手話通訳者設置事業、身体障害者生活支援事業、リフト付福祉バス運行事業
合併時に盛岡市の例により再編します。

④障害者住宅整備資金貸付事業、母子通園事業

合併時は現行どおりとし、合併翌年度から盛岡市の例により再編します。

6 高齢者福祉事業

①敬老事業

敬老会、長寿祝については、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編します。

②寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業

合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合します。

③生きがい活動支援通所事業

合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の制度を基本として再編します。

盛岡市	玉山村
(利用者負担) 521円/回~585円/回	(利用者負担) 社会福祉協議会500円/回 秀峰苑1,100円/回

④短期入所事業(生活管理指導短期宿泊事業)

現行どおりとします。

⑤配食サービス事業

合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合します。

盛岡市	玉山村
食事の宅配と安否確認を行う(週に昼食か夕食のどちらか4回まで) (利用者負担)450円/食	弁当を定期的に宅配するとともに安否確認を行う。(月2回) (利用者負担)300円/食

⑥在宅ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業

合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合します。

盛岡市	玉山村
要介護4及び5に該当する方に対し1日当たり紙おむつ又は尿取りパッド6枚。それ以外は3枚を支給する。	在宅で寝たきり者や障害または痴呆で常時おむつを使用している方に、年間枚数尿取りパッド型580枚、紙おむつフラット型360枚、パンツ型120枚を支給する。

⑦スポーツ振興事業(老人スポーツ大会)

合併時に盛岡市の例により統合します。

⑧緊急通報装置設置事業

合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合します。

⑨高齢者にやさしい住まいづくり推進事業

合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合します。

7 児童福祉事業

児童館・学童保育については、保育料は、合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に再編します。保育内容は現行どおりとします。

	盛岡市	玉山村
児童館 保育料	無料	平成17年度から有料 幼児 月額6,000円/人 学童 月額 500円/人
学童保育 保育料	無料	平成17年度から有料 月額 500円/人

8 保育事業

① 保育所

保育料は、合併時は現行どおりとし、合併後5年を目途に再編します。

盛岡市		玉山村	
3歳未満	0~48,900円	3歳未満	0~49,000円
3歳	0~31,900円	3歳	0~35,000円
4歳以上	0~26,800円	4歳以上	0~29,000円

② 子育て支援センター

2市村で設置しており、現行どおりとします。

9 生活保護事業

① 県が実施している玉山村の生活保護事業は、盛岡市に引き継ぎます。

② 保護基準については、合併時に盛岡市の保護基準に統合します。

【保護基準 盛岡市:2級地-1 玉山村:3級地-2】

10 ごみ・し尿処理事業

ごみの分別・収集、し尿の収集処理は、現行どおりとします。

11 環境対策事業

① 公害対策

水質汚濁防止、騒音対策、大気汚染、悪臭対策、土壌汚染については、玉山村では県事務として行われていますが、合併翌年度から盛岡市の事務として行います。

② 不法投棄対策

合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編します。

12 農業関係事業

① 米生産調整

生産調整方法は、現行どおりとしますが、産地づくり対策交付金については、次期産地づくり対策からは制度の統一を図ります。

	盛岡市	玉山村
産地づくり対策交付金	①基本助成 麦、大豆、飼料作物1万円 一般作物7千円 特例作物、永年性作物等5千円 調整水田2千円 自己保全管理1千円 ②担い手、団地等加算 麦、大豆、飼料作物2万5千円 一般作物1万円	①基本助成 麦、大豆、飼料作物(団地集積)1万円 一般作物、特例作物7千円 ②担い手、団地等加算 麦、大豆、飼料作物9千円~ 2万3千円

② 農業制度資金利子補給事業

国、県の基準により実施しているものは現行どおりとします。

③ 農業振興助成制度

青果物価格安定対策は、現行どおりとします。水田営農特別対策は、合併時は現行どおりとし、平成19年度を目途に再編します。農業用廃プラスチック対策は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合します。りんごわい化栽培促進と農作物病虫害防除は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編します。

④ 農業経営改善支援センター

マネージャーについては、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に玉山村の例により再編します。

⑤ 土地改良事業負担金

現行どおりとします。

⑥ 農業用排水路等整備事業補助金

合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により再編します。

13 畜産・林業関係事業

① 畜産振興助成制度

家畜導入事業補助金、畜産共進会輸送費補助金、短角牛生産対策事業補助金(いずれも玉山村だけ実施)は合併時は現行どおりとし、合併翌年度に玉山村の例により再編します。その他の補助は、現行どおりとします。

② 市村営牧野

運営方法、放牧料は、合併時は現行どおりとし、平成19年度を目途に再編します。

【盛岡市】 区界牧野、岩神牧野

【玉山村】 山谷川目牧野、姫神実験牧場、高木牧場、大沼牧場

③ 林業振興助成制度

造林事業・作業道開設は、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合・再編します。

一言コメント

■盛岡市 澤口 正良さん

合併により30万中核都市になり、メリットが期待される。農業地域が拡大されるので、商品化率を高めた地場産業の発展策がほしい。

14 商工観光関係事業

① 商工会議所・商工会への補助金

盛岡市の例により、予算要望内容を精査し、補助金額を決定します。

② 中小企業振興資金融資

資金の種類、限度額、返済期間については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の例により統合します。保証料補給と利子補給については、合併年度及びこれに続く5年度は現行どおりとし、その後盛岡市の例により統合します。

③ 企業誘致奨励制度

合併時に盛岡市の例により統合します。

盛岡市	玉山村
【対象業種】 製造、加工、卸売、貨物運送、ソフトウェア業等の特定事業 【制度の概要】 新設、拡充ごとに固定資産投資額等の要件を満たしたのに対し ①固定資産税相当額の補助(3年間) ②雇用奨励金の交付を行う	【対象業種】 製造業及び村長が認める企業 【制度の概要】 新設、増設ごとに、投下資本、新規雇用従業員数の要件を満たしたのに対し、固定資産税相当額を補助(3年間)

④ 観光イベント・市村有観光施設

現行どおりとします。

15 勤労者・消費者関連事業

勤労者融資制度、消費者生活相談、消費生活資金貸付事業は、合併時に盛岡市の例により統合・再編します。

16 都市整備事業

① 除雪体制等

現状を維持しながら、地域事情を考慮し、合併後5年を目途に再編します。小型除雪機械等の貸出しは、合併時に盛岡市の例により再編します。

② 開発行為等・建築確認

合併時に盛岡市の例により統合します。

③ 区画整理事業

公共・機構施行は、同一制度なので現行どおりとします。組合・個人施行については、認可事務は、合併時に盛岡市の例により統合し、補助制度は、合併後5年を目途に再編します。

17 市村立学校設置・学校給食事業

① 幼稚園、小学校、中学校

市立の幼稚園、小学校、中学校はすべて盛岡市に引き継ぎます。学校給食とスクールバスは現行どおりとします。

	盛岡市	玉山村
幼稚園	施設数	3園
	定員	175人(園児数92人)
小学校	学校数	38校
	児童数	15,595人
中学校	学校数	20校
	生徒数	8,387人

② 就園・就学奨励補助事業

合併時は現行どおりとし、合併翌年度に盛岡市の制度に統合します。

18 文化・芸術振興事業、社会教育事業

① 郷土芸能保存団体

合併時は現行どおりとし、合併後に連絡協議会再編の調整に努めます。

② 成人式

合併時に盛岡市の制度に統合します。

③ 公民館

盛岡市の中央公民館を新市の中央公民館とし、玉山村の中央公民館は名称を変えます。その他の公民館は現行どおりとします。公民館講座は、現行どおりとしますが、全域を対象とする事業は、平成19年度を目途に、開催方法等を盛岡市の例により統合します。



一言コメント

■玉山村 菅崎 守さん

自然と産業、文化の調和をはかり、人情豊かな人口30万人の県都新盛岡市の誕生を切に願っております。

7 財政計画 平成18年度から15年間の財政計画

新市の財政計画は、平成18年度から32年度までの15年間について、歳入・歳出の各項目ごとに現行の財政制度を基本とし、過去の実績や経済情勢等を勘案して推計し、普通会計ベースで作成しています。

作成にあたっては、新市建設計画に基づく主要事業、行政サービス・事務事業調整方針による財政への影響や合併に伴う削減経費、国・県による財政支援などを反映させています。

なお、本計画では、中核市移行に伴う新たな財政需要と地方交付税の増額分が同額であると仮定し、これらを見込まない推計としています。

1 新市の財政見通し

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳入										
税等	45,526	46,293	47,297	46,895	47,668	48,264	47,680	48,359	48,643	47,933
地方交付税等	16,029	18,204	16,636	16,396	15,386	14,253	14,033	13,148	12,338	12,057
国・県支出金	15,666	16,478	16,293	15,623	15,892	16,380	17,092	17,218	16,983	17,178
地方債	8,870	6,959	6,893	5,688	5,501	4,925	5,590	5,554	4,733	4,970
その他	8,951	8,345	7,831	7,606	7,359	7,233	7,252	7,458	7,650	7,573
計	95,042	96,279	94,949	92,208	91,807	91,055	91,646	91,737	90,347	89,710
歳出										
義務的経費	49,595	49,465	50,079	51,063	50,946	51,037	50,780	49,975	49,429	49,074
人件費	17,191	17,144	17,021	17,294	16,709	16,734	16,968	16,470	16,793	17,030
扶助費	16,610	17,308	18,094	18,437	18,788	19,146	19,512	19,884	20,263	20,651
公債費	15,794	15,013	14,964	15,332	15,449	15,158	14,300	13,621	12,373	11,393
投資的経費	13,054	14,834	13,648	10,698	10,442	10,250	11,428	12,200	10,873	11,111
その他	32,393	31,981	31,223	30,447	30,419	29,767	29,438	29,561	30,044	29,525
計	95,042	96,279	94,949	92,208	91,807	91,055	91,646	91,737	90,347	89,710

(単位:百万円)

区分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	18~27年度	18~32年度
歳入							
税等	48,269	48,400	47,715	48,029	48,275	474,558	715,246
地方交付税等	11,386	10,547	10,463	9,495	8,668	148,480	199,038
国・県支出金	17,598	17,819	18,043	18,324	18,534	164,803	255,120
地方債	5,318	5,320	5,323	5,326	5,330	59,682	86,299
その他	7,572	7,600	7,557	7,628	7,765	77,256	115,378
計	90,143	89,686	89,101	88,801	88,572	924,779	1,371,082
歳出							
義務的経費	47,784	47,379	46,254	45,822	45,767	501,443	734,451
人件費	16,197	16,212	15,665	15,703	15,832	169,353	248,963
扶助費	21,046	21,450	21,861	22,281	22,708	188,693	298,039
公債費	10,541	9,717	8,728	7,838	7,227	143,397	187,449
投資的経費	12,606	12,606	12,606	12,606	12,606	118,538	181,568
その他	29,753	29,701	30,241	30,373	30,199	304,798	455,064
計	90,143	89,686	89,101	88,801	88,572	924,779	1,371,082

※四捨五入による端数処理のため、合計が合わない箇所があります。

2 新市財政への主な効果

2市村が合併する場合と合併しない場合の差を合併効果とした場合、10年間では約263億円、15年間では約321億円と見込まれます。

1 合併による主な財政効果

① 三役等特別職人件費の削減

首長、助役、収入役、教育長は、現在の8人から4人となるため、人件費の削減が見込まれます。

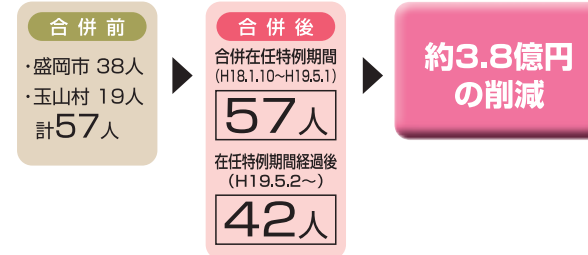
●首長、助役、収入役、教育長



② 議会議員人件費の削減

2市村の現在の議員数は57人です。合併後1年4カ月間は在任特例を適用し、その後議員数を42人(法定上限数46人)とし、在任特例期間は2市村それぞれの報酬等の額で推計した場合、平成20年度以降、年額約2,200万円の減額が見込まれます。

●議会議員



③ 一般職員人件費の削減

一般職の職員は、総務・管理部門等の統合により職員の削減が見込まれます。新市財政計画では平成4年の都南村との合併などを参考に全体で27人の削減を見込んでいます。

●一般職員



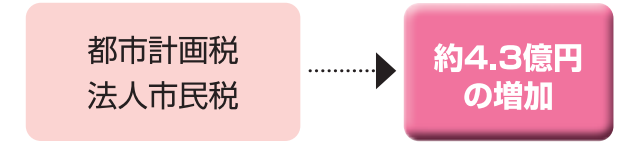
④ 普通建設事業費の増加

合併特例債の発行や行政の一体化により様々な経費が削減されることによって、新市の一体化や均衡ある発展、住民福祉の向上につながる公共施設の整備を行う普通建設事業費の増加が可能になります。



⑤ 地方税の増加

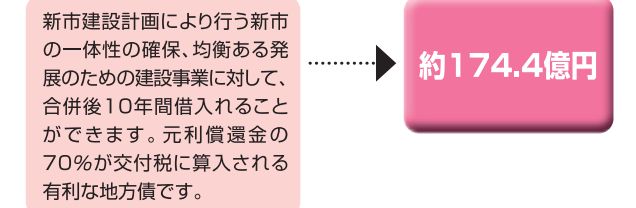
都市計画税及び法人市民税については、合併年度及びこれに続く5年度は課税しない又は不均一課税とし、その後に盛岡市の税率に合わせることであります。



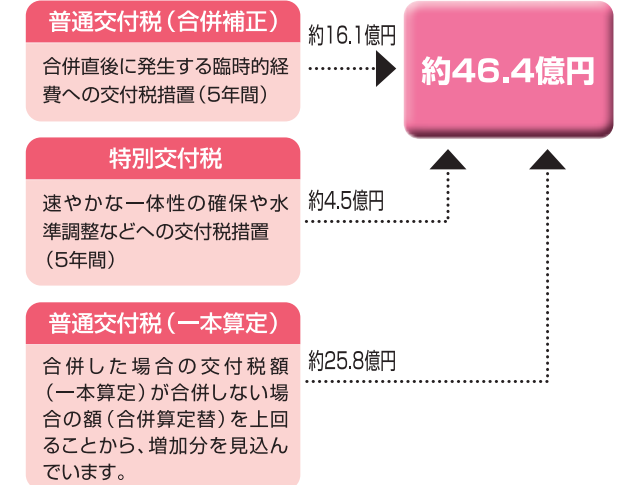
2 合併に伴う国や県の財政支援

① 合併まちづくり事業(合併特例債の活用)

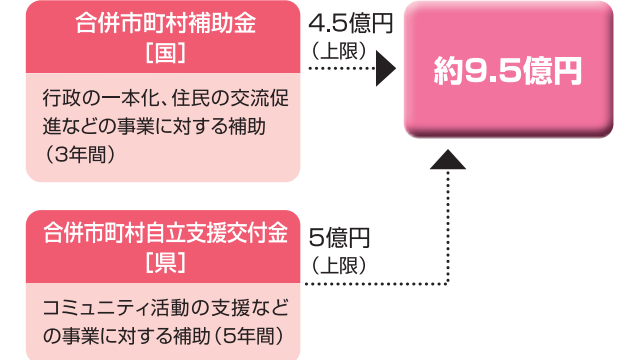
●合併特例債(地方債の特例、10年間)



② 地方交付税



③ 国・県からの補助金



合併手続きの流れ

合併協定書の調印

盛岡市及び玉山村議会で合併議決

県知事への合併申請

県議会の議決・知事の決定

総務大臣への届出・総務大臣の告示

**新盛岡市
の発足**

(平成18年1月10日)

盛岡市・玉山村合併協議会事務局

〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 TEL.019-651-4111
(内線) 2816、2819、2805
ダイヤルイン TEL.019-626-3716

ホームページ <http://www2.city.morioka.iwate.jp/gappei2/>
メールアドレス kouikisuisin@city.morioka.iwate.jp

平成17年3月発行

※この冊子は、岩手県の地域活性化事業調整費補助金を活用して作成した
ものです。